

# 仙台塩釜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成 29 年 3 月

仙台塩釜港港湾管理者

宮 城 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成25年5月第35回宮城県地方港湾審議会
- ・平成25年6月交通政策審議会第52回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成26年3月第36回宮城県地方港湾審議会
- ・平成27年3月第37回宮城県地方港湾審議会

の議を経た仙台塩釜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

## 目 次

|                  |   |
|------------------|---|
| 変更理由             | 1 |
| I 港湾施設の規模及び配置    | 2 |
| 1 小型船だまり計画       | 2 |
| 2 臨港交通施設計画       | 2 |
| II 港湾の環境の整備及び保全  | 3 |
| 1 港湾環境整備施設計画     | 3 |
| III 土地造成及び土地利用計画 | 4 |
| 1 土地利用計画         | 4 |

## 変更理由

- 1 官公庁船、ポートサービス船等の利便性向上を図るため、仙台港区において小型船だまり計画を変更する。
- 2 港内における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、石巻港区において臨港交通施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 3 土地利用需要の変化に対応するため、塩釜港区において港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

# I 港湾施設の規模及び配置

## 1 小型船だまり計画

### 1-1 仙台港区

官公庁船、ポートサービス船等の利便性向上を図るため、以下の施設について計画を変更する。

栄船だまり

泊地 水深 5 m [新規計画]

防波堤 延長 3 2 0 m (工事中)

岸壁 水深 5 m 延長 3 5 5 m (工事中)

埠頭用地 1 h a (工事中)

既定計画

防波堤 延長 3 2 0 m

岸壁 水深 5 m 延長 3 5 5 m

埠頭用地 1 h a

なお、これに伴い、北防波堤 6 0 m を撤去する。

## 2 臨港交通施設計画

港内における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### 2-1 石巻港区

臨港道路東海岸線

起点 雲雀野町 終点 潮見町 4車線 [既設の変更計画]

( 既設  
起点 雲雀野町 終点 潮見町 4車線 )

## Ⅱ 港湾の環境の整備及び保全

### 1 港湾環境整備施設計画

#### 1-1 塩釜港区

土地利用需要の変化に対応するため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画を変更する。

中の島地区 緑地 3 h a (うち 2 h a 既設) [既設の変更計画]

### Ⅲ 土地造成及び土地利用計画

土地利用需要に対応するため、塩釜港区及び石巻港区の土地利用計画を以下のとおり変更する。

#### 1 土地利用計画

単位:ha

| 地区名  |     | 埠頭用地       | 港湾関連用地   | 工業用地         | 都市機能用地 | 交通機能用地     | 緑地       | 合計           |
|------|-----|------------|----------|--------------|--------|------------|----------|--------------|
| 塩釜港区 | 中の島 | (1)<br>1   |          |              | 1      |            | (3)<br>3 | (3)<br>3     |
| 石巻港区 | 釜   | (38)<br>38 | (5)<br>5 | (302)<br>302 |        | (33)<br>33 | (6)<br>6 | (383)<br>383 |

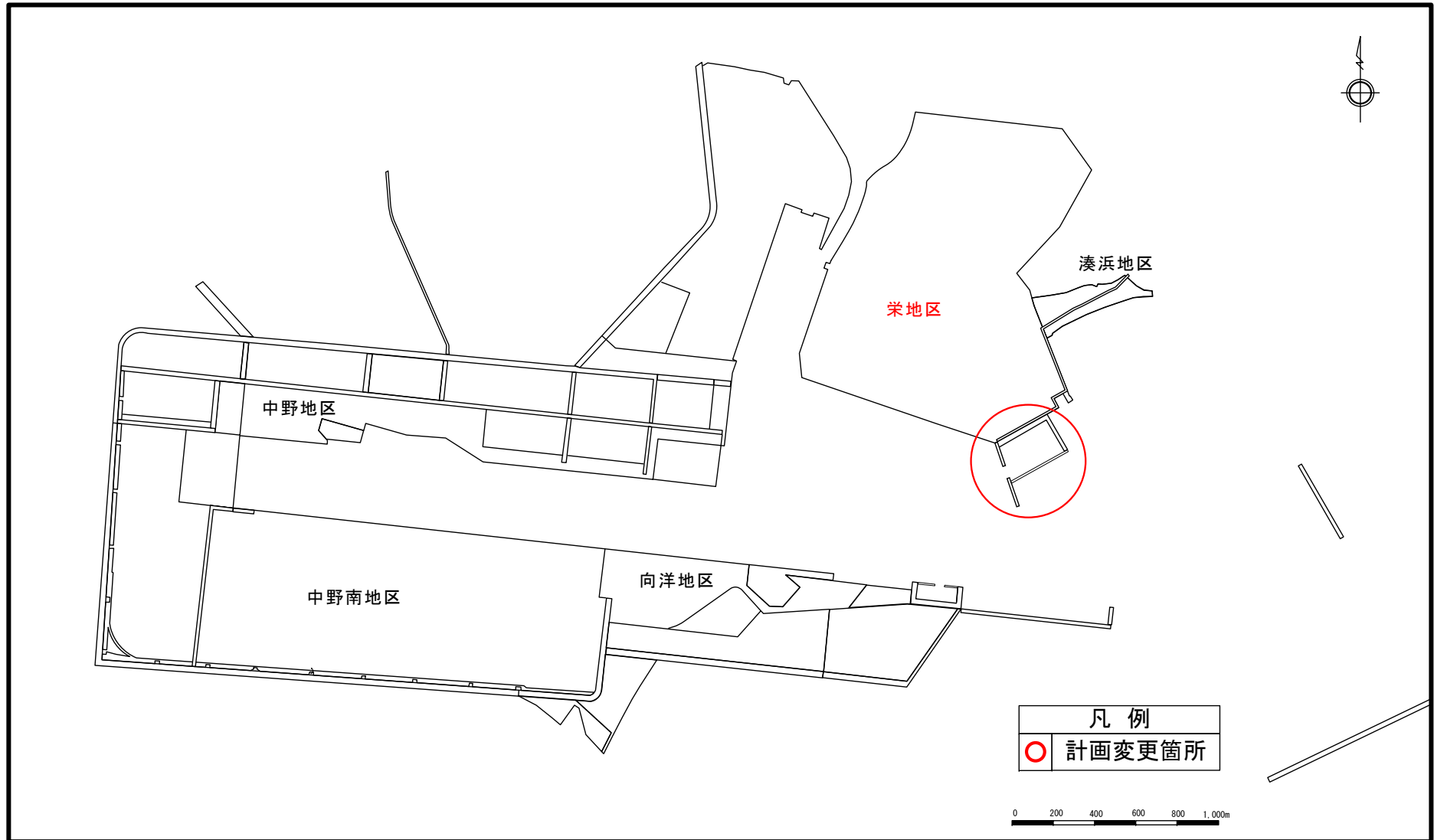
注1) ( )は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

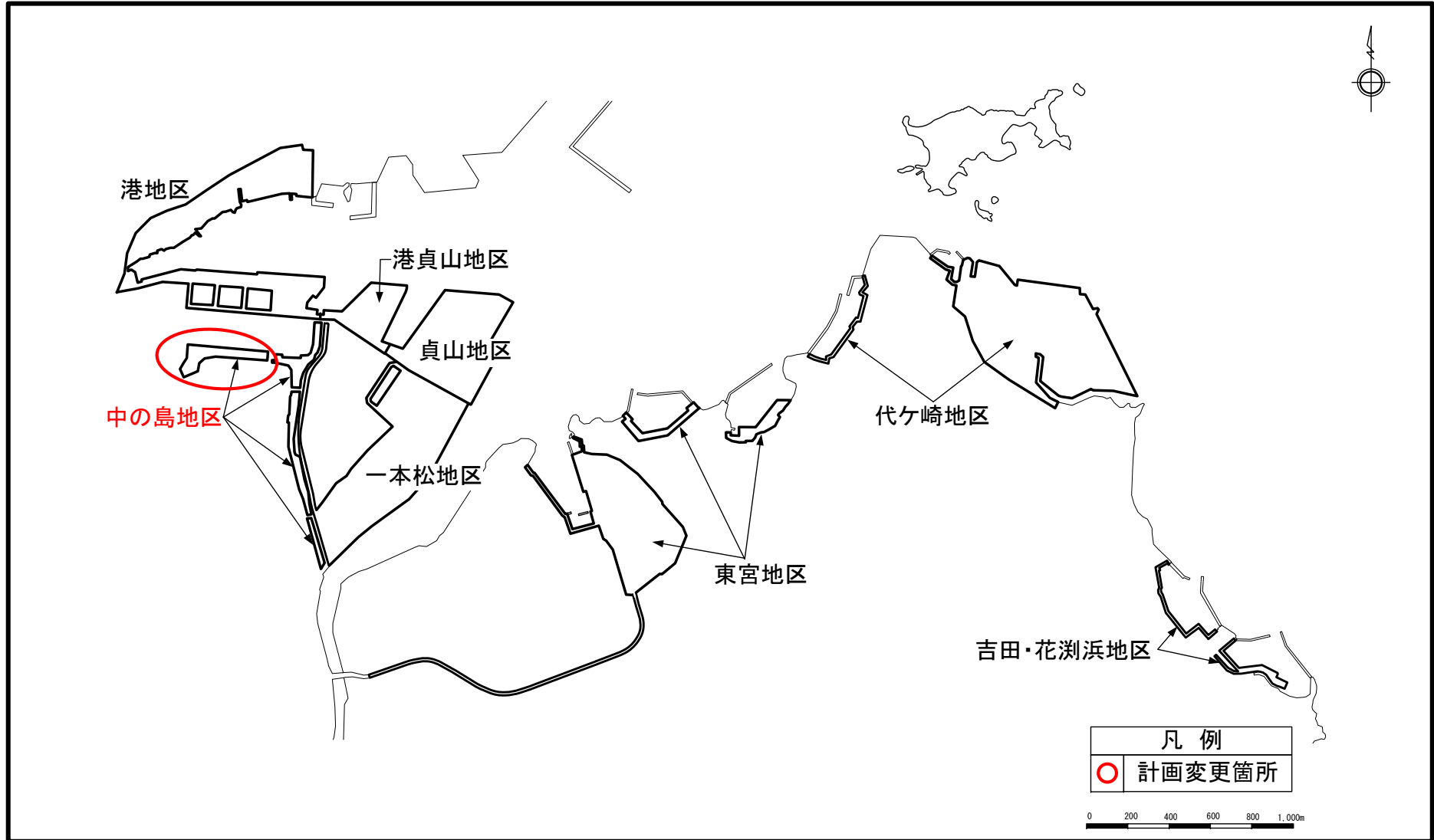
注3) 今回の変更に係る地区のみ記述した。



# 仙台塩釜港港湾計画位置図(仙台港区)



# 仙台塩釜港港湾計画位置図(塩釜港区)



# 仙台塩釜港港湾計画位置図(石巻港区)

